

第 48 号 議 案

令和 8 年 9 月 16 日
総 務 課

東京都職員の退職管理に関する規則の一部改正について

職員の退職管理に関する内閣官房令の改正を踏まえ、東京都職員の退職管理に関する規則（平成 28 年東京都人事委員会規則第 11 号）を別添のとおり改正する。

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する内閣官房令の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容											
第20条第3号 (条例第7条関係)	【再就職の届出が不要となる報酬額の水準の規定の見直し】 ○ 国家公務員に適用される職員の退職管理に関する内閣官房令において、内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額に係る規定が改正された。都の規則にも同趣旨の規定が存在するため、所要の改正を行う ○ 職員の再就職の届出については、営利企業以外への再就職の場合、報酬が、所得税法における給与所得控除相当額と、同法及び租税特別措置法における基礎控除相当額のそれぞれの上限額の合計（現行 160 万円）以下の場合には届出不要と規定しているが、他の法律を引用しており規定が複雑なものとなっている ○ さらに、今回、所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）の施行により、上述の額が全国消費者物価指数の変化率に応じて2年ごとに見直すこととされたことを踏まえ、届出制度の安定性を確保する観点から、所得税法及び租税特別措置法を引用せずに定額（現行の額である 160 万円）を直接規定する内容に見直す ＜改正の概要＞ <table><tr><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>給与所得 控除相当額</td><td><u>65 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号)</td><td rowspan="3"><u>現行の金額（160 万円）</u> を直接規定</td></tr><tr><td>基礎控除 相当額</td><td><u>58 万円</u> (所得税法第 86 条第 1 項第 1 号) ＋ <u>37 万円</u> (租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ等)</td></tr><tr><td>合計額</td><td><u>160 万円</u></td></tr></table>			改正前	改正後	給与所得 控除相当額	<u>65 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号)	<u>現行の金額（160 万円）</u> を直接規定	基礎控除 相当額	<u>58 万円</u> (所得税法第 86 条第 1 項第 1 号) ＋ <u>37 万円</u> (租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ等)	合計額	<u>160 万円</u>
	改正前	改正後										
給与所得 控除相当額	<u>65 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号)	<u>現行の金額（160 万円）</u> を直接規定										
基礎控除 相当額	<u>58 万円</u> (所得税法第 86 条第 1 項第 1 号) ＋ <u>37 万円</u> (租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ等)											
合計額	<u>160 万円</u>											
附 施 行 期 日	令和8年10月1日から施行する。 (令和8年9月30日公布予定)											

【参考】関係法令（抄）

○東京都職員の退職管理に関する条例

（任命権者への届出）

第7条 職員は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くことを約束した場合又は営利企業の地位に就くことを約束した場合は、日々雇い入れられる者となる場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

○職員の退職管理に関する内閣官房令

改正前	改正後
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第10条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、 <u>所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額</u> とする。	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第10条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、 <u>百六十万円</u> とする。

○所得税法の一部を改正する法律（令和8年法律第12号） 附則

（物価上昇局面における基礎控除等の対応）

第101条 令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。

○所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百九十万円以下である場合 六十五万円

（基礎控除）

第86条 合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円以下である場合 五十八万円

○租税特別措置法

(令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例)

第 41 条の 16 の 2 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が六百五十五万円以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額を加算した額とする。

一 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合 三十七万円

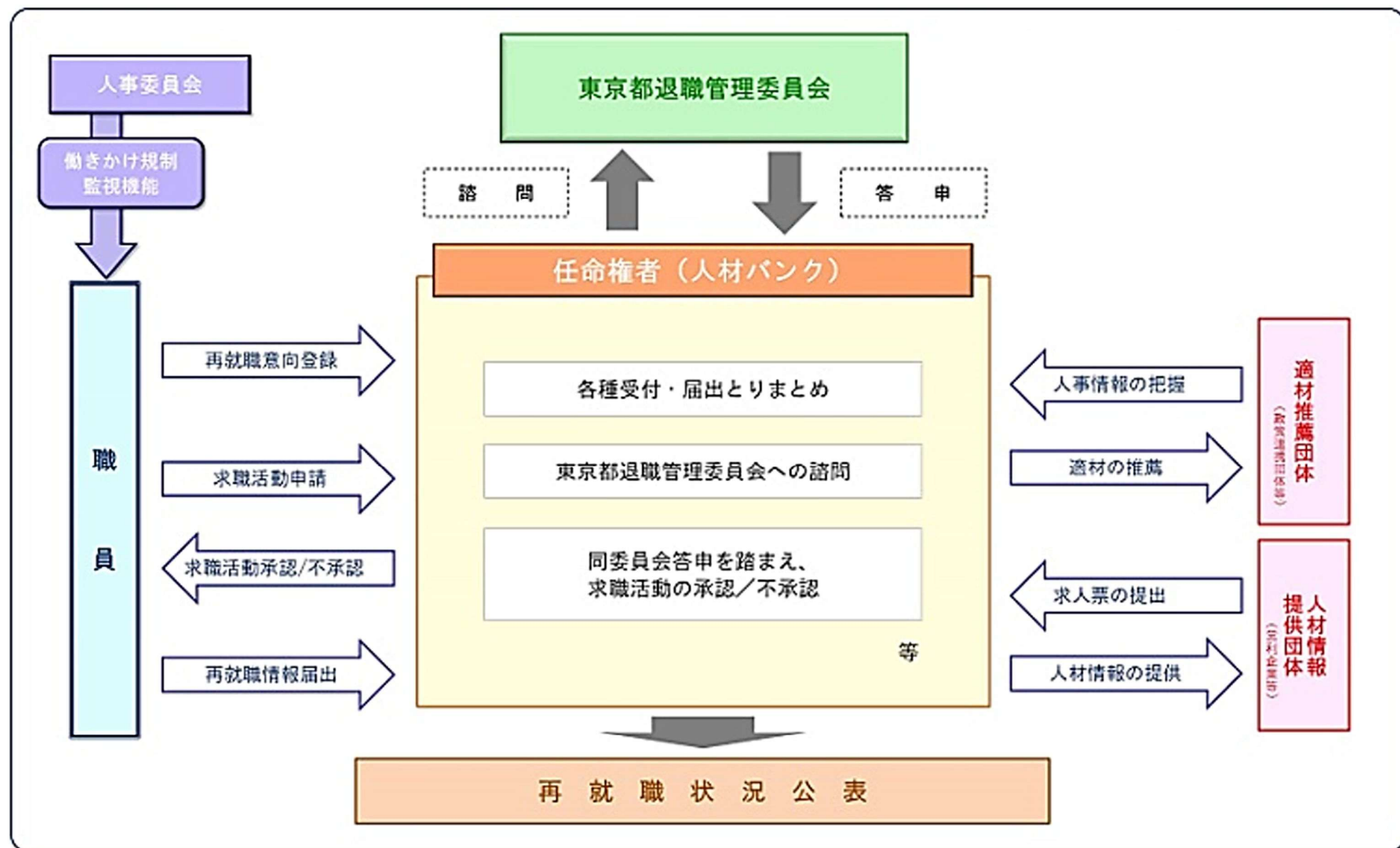
ロ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円を超え三百三十六万円以下である場合 三十万円

ハ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が三百三十六万円を超え四百八十九万円以下である場合 十万円

ニ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が四百八十九万円を超える場合 五万円

二 令和九年分以後の各年分 三十七万円

(東京都の退職管理の枠組み)



東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都人事委員会

●**東京都人事委員会規則第十六号**

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十九条まで（現行のとおり） （任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第二十条（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、<u>百六十万円</u>以下の報酬を得る場合 第二十一条から第二十三条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）	第一条から第十九条まで（略） （任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第二十条（略） 一及び二（略） 三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、<u>所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合</u> 第二十一条から第二十三条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別記第一号様式から第三号様式まで（略）